

新潟県条例第50号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 (第6条関係) 行政職給料表 (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>	<p>別表第1 (第6条関係) 行政職給料表 (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>
<p>別表第2 (第6条関係) 公安職給料表 (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>	<p>別表第2 (第6条関係) 公安職給料表 (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>
<p>別表第3 (第6条関係) 教育職給料表 イ 教育職給料表(一) (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級76号給以上若しくは2級29号給以上であるもの又は職務の級が3級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数</p>	<p>別表第3 (第6条関係) 教育職給料表 イ 教育職給料表(一) (略) 備考 (1) (略) (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級76号給以上若しくは2級29号給以上であるもの又は職務の級が3級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数</p>

を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表 (二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ハ 教育職給料表 (三)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表 (二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認め

を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表 (二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.82(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ハ 教育職給料表 (三)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.82(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表 (二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82(他の職員との権衡上必要と認め

られる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ハ 医療職給料表(三)

(略)

備考(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第5(第6条関係)

研究職給料表

(略)

備考(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第6(第6条関係)

福祉職給料表

(略)

備考(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

られる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ハ 医療職給料表(三)

(略)

備考(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第5(第6条関係)

研究職給料表

(略)

備考(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第6(第6条関係)

福祉職給料表

(略)

備考(1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給)</p> <p>第7条 新たに職員を採用するには、次に掲げる職務の級に採用する場合にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得た者のうちから、その他の場合にあつては、人事委員会規則で定める資格基準を有する者のうちから行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 行政職給料表の職務の級6級</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">教 育 職 給 料 表</p> <p>イ 教育職給料表(一)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に<u>100分の98.91</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>ロ 教育職給料表(二)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に<u>100分の98.91</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたと</p>	<p>(初任給)</p> <p>第7条 新たに職員を採用するには、次に掲げる職務の級に採用する場合にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得た者のうちから、その他の場合にあつては、人事委員会規則で定める資格基準を有する者のうちから行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">教 育 職 給 料 表</p> <p>イ 教育職給料表(一)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に<u>100分の98.82</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>ロ 教育職給料表(二)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に<u>100分の98.82</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたと</p>

きはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第2 (第5条関係)

学校栄養職給料表

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第4 (第5条関係)

級別標準職務表

イ～ハ (略)

ニ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
(略)	
6 級	総括事務主幹の職務

きはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第2 (第5条関係)

学校栄養職給料表

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第4 (第5条関係)

級別標準職務表

イ～ハ (略)

ニ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
(略)	

第3条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	

37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100

77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			
101		301,000	351,300			
102		301,400	351,700			
103		301,800	352,100			
104		302,200	352,500			
105		302,400	353,000			
106		302,800	353,400			
107		303,200	353,800			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200	355,100			
111		304,600	355,500			
112		305,000	355,900			
113		305,200	356,400			
114		305,600				
115		306,000				
116		306,400				
117		306,600				

	118		306,900				
	119		307,200				
	120		307,500				
	121		307,900				
	122		308,200				
	123		308,500				
	124		308,800				
	125		309,200				
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300

備考 (1) この表は、事務職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年新潟県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第14条 防疫等作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">前項第1号及び第2号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">290円</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">前項第3号に掲げる作業</td> <td style="border: 2px solid black;">380円(著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(銃器犯罪捜査従事手当)</p> <p>第44条 銃器犯罪捜査従事手当は、警察官が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護するための警戒に係る業務であって人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">(略)</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当の額	前項第1号及び第2号に掲げる作業	290円	前項第3号に掲げる作業	380円(著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円)	業務の区分	手当の額	(略)		<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第14条 防疫等作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>290円</u>とする。</p> <p>(銃器犯罪捜査従事手当)</p> <p>第44条 銃器犯罪捜査従事手当は、警察官が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">(略)</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>	業務の区分	手当の額	(略)	
作業の区分	手当の額														
前項第1号及び第2号に掲げる作業	290円														
前項第3号に掲げる作業	380円(著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円)														
業務の区分	手当の額														
(略)															
業務の区分	手当の額														
(略)															

<p>前項第4号から第6号までに掲げる業務 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業手当を支給する。 (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業 (2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>前項第4号及び第5号に掲げる業務 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業手当を支給する。 (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業 (2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略)</p> <p>備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略)</p> <p>備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>2～6 (略)</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略)</p> <p>備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 (略)</p> <p>備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年新潟県条例第5号)の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～7 (略) (給料の切替えに伴う経過措置)	1～7 (略) (給料の切替えに伴う経過措置)
8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年新潟県条例第56号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、 <u>平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u> を給料として支給する。	8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年新潟県条例第56号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
(略)	(略)
9～26 (略)	9～26 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。
(平成25年4月1日における号給の調整)
- 2 平成25年4月1日において45歳以上の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、1号給）上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において45歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
(人事委員会への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。